

## 諮詢問関係参考資料

### (教職員及びチームとしての学校関係)

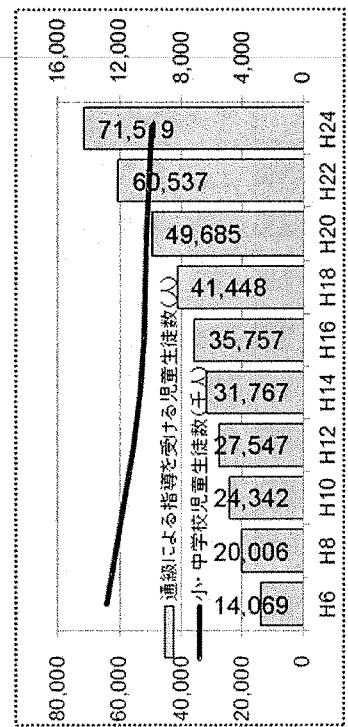
資料3

- 我が国の教育を取り巻く状況
- 学校現場が抱える問題の状況について
- 教員養成・免許制度について
- 大学における教員養成の仕組み
- 免許状の授与に必要な単位の例
- 免許状の他校種免許状の所有状況
- 教諭の教員採用試験について
- 公立学校教員採用試験について
- 教員研修の実施体系
- 教職員評価の現状について
- 能力及び実績に基づく人事管理の徹底（地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律）
- 専門スタッフの割合の国際比較
- 諸外国における教員以外の専門スタッフの例
- 新たな職（副校長、主幹教諭、指導教諭）の導入状況（平成25年度）
- 主任等の種類について

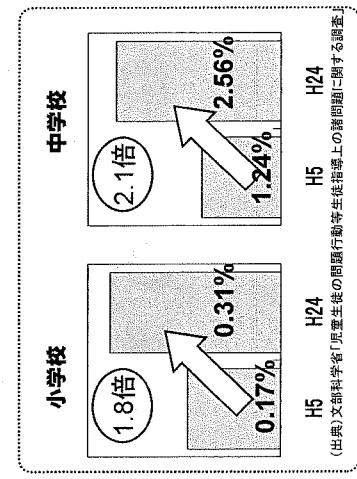
# 我が国の学校現場をとりまく課題は複雑化・多様化している

## ○課題は複雑化・困難化している

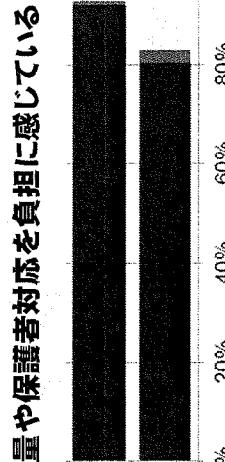
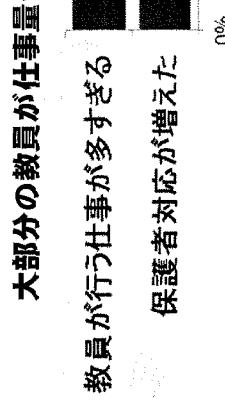
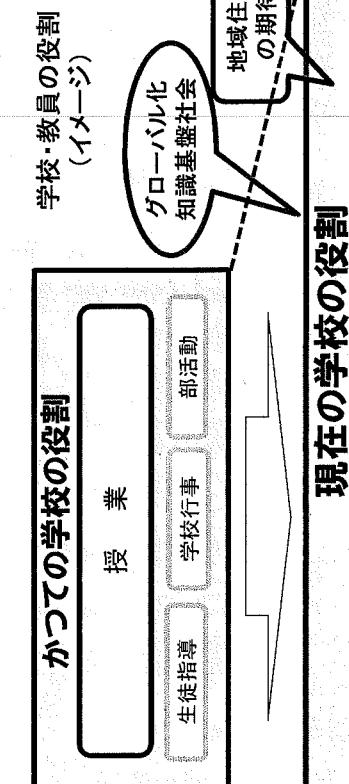
小中学校で障害に応じた特別な指導（通級指導）を受ける子供が増加 不登校の子供の割合が増加



学用品費等の援助を受けている子供が増加



○学校や教員の仕事は拡大し、多様化している

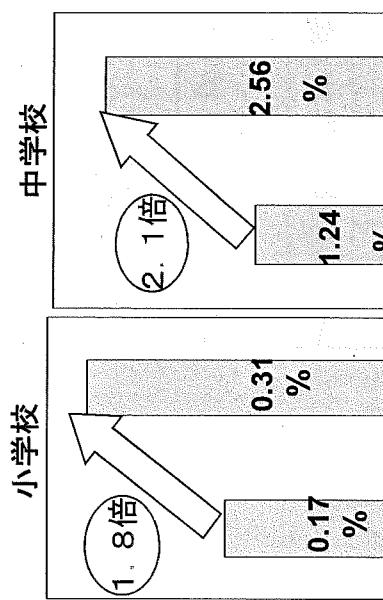


※欧米では、教員の仕事は授業が中心。生徒指導・進路指導の比重が少ない。

(出典) 文部科学省委託「教員勤務実態調査」(H18)より作成 1

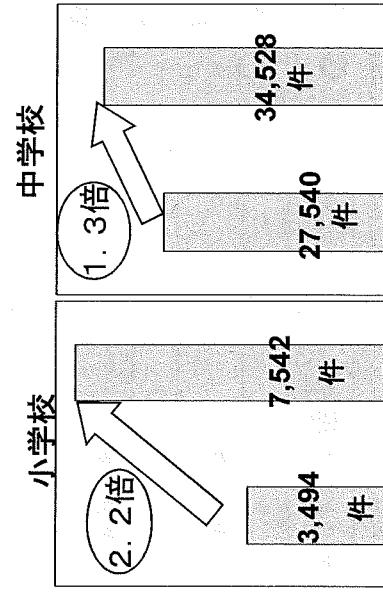
# 児童生徒の状況

## 不登校児童生徒の割合



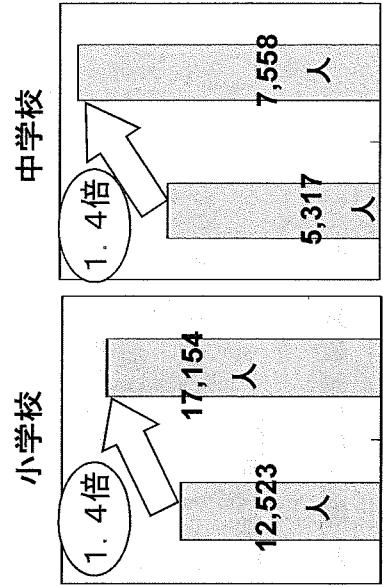
(注) 平成5年度  
(出典) 文部科学省「学校基本調査」

## 学校内での暴力行為の件数



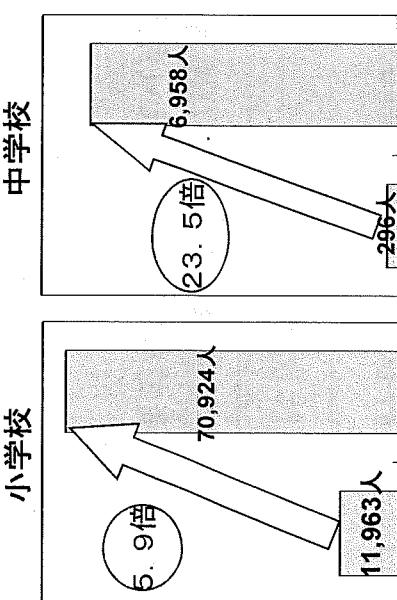
(注) 平成18年度  
(出典) 文部科学省「学校基本調査」

## 日本語指導が必要な外国人児童生徒数



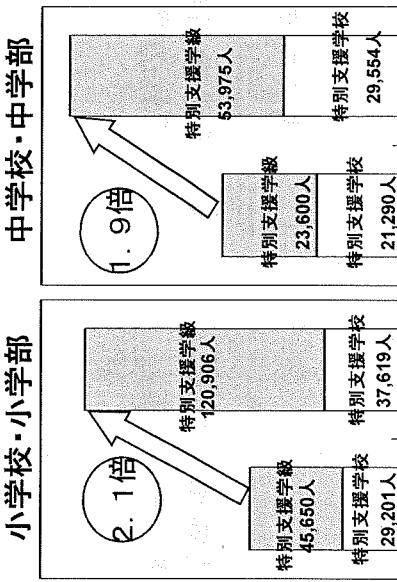
(注) 平成14年度  
(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け状況等に関する調査」

## 通級による指導を受けている児童生徒数

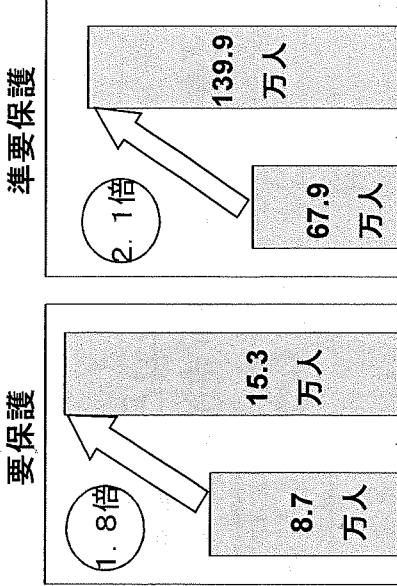


(注) 平成5年度  
(出典) 文部科学省「通級による指導実施状況調査」  
(出典) 文部科学省「学校基本調査」

## 特別支援学級・特別支援学校(注)に在籍する児童生徒数(国・公・私立計)



## 要保護及び準要保護(注)の児童生徒数



(注) 要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者をいい、準要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者をいう。

# 免許制度について

## 1. 免許状主義と開放制の原則

### 免許状主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

### 開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を發揮しつつ行っている。

## 2. 免許状の種類

### それぞれ学校種別（中学校・高等学校）について（は教科別）

#### ① 普通免許状 (有効期間10年)

#### ② 特別免許状 (有効期間10年)

#### ③ 臨時免許状 (有効期限3年)

### 専修免許状(修士課程修了程度)

### 一種免許状(大学卒業程度)

○ 授与権者：都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲

### 二種免許状(短大卒業程度)

-普通免許状：全ての都道府県

-特別免許状：都道府県内

-臨時免許状

## 普通免許状

H24年度授与件数：208, 237件

(内訳) 専修免許状：14, 829件 一種免許状：150, 720件 二種免許状：42, 688件

① 「大学における養成」が基本。

学士の学位等 +  教職課程の履修

教科に関する科目  
 教職に関する科目 ⇒  教員免許状

② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

**特別免許状** H24年度授与件数：52件

(平成元～H24年度総授与件数：549件)

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

- 授与要件
- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
  - ② 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

**臨時免許状** H24年度授与件数：9, 214件

(前年度9, 319件)

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

- 授与要件
- 都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

## 3. 免許状主義の例外

**① 特別非常勤講師**

H24年度届出件数：19, 358件  
(前年度19, 370件)

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担任することが可能(任命・雇用する者が、あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要)。

**② 免許外教科担任制度**

H24年度許可件数：12, 241件  
(前年度12, 551件)

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学校部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等(講師は不可)が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能(校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要)。

## 【所有する免許状と担任できる教科等】

	幼稚園	小学校				中学校				高等学校			
		各教科	道徳	外国语活動	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	総合的な学習の時間	特別活動
幼稚園の教員免許状	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
小学校の教員免許状	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
中学校の教員免許状	×	△ ※1	×	△ ※2	△ ※1	×	○	○	○	○	×	×	×
高等学校の教員免許状	×	△ ※1	×	△ ※2	△ ※1	×	△ ※3	×	△ ※3	×	○	○	○

※1 例えば、理科の教員免許状を所有する者は、小学校の理科の担任が可能。また、総合的な学習の時間における理科に関連する事項の担任が可能。

※2 英語の教員免許状を所有する者のみ、小学校の外国语活動の担任が可能。

※3 高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、福祉実習、商船実習、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状を所有する者は、中学校において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に関連する事項の担任が可能。

	中等教育学校							
	前期課程		後期課程					
	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動
中学校の教員免許状のみ所有	○	×	×	×	×	×	×	×
高等学校の教員免許状のみ所有	△ ※4	×	△ ※4	×	○	○	×	×
中学校と高等学校の教員免許状の両方を所有	○	○	○	○	○	○	○	○

※4 高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、福祉実習、商船実習、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状を所有する者は、前期課程において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に関連する事項の担任が可能。

# 大学における教職課程

- 学位と教職課程における単位の修得等により教員免許状が授与される。
- 教職課程は免許状の種類毎に、大学の学科等を文部科学大臣が認定。  
(※ 幼稚園及び小学校の教職課程は「教員養成を主たる目的とする」学科等でなければならない。)

## 学士の学位等

## 教職課程の履修

※単位数は1種免許状の場合

学士  
短期大学士  
修士

- ① 教科に関する科目(小:8、中・高:20単位以上)
- ② 教職に関する科目(小:41、中:31、高:23単位以上)
  - ・教育課程及び指導法
  - ・教育の意義
  - ・教育の基礎理論
  - ・生徒指導、教育相談及び進路指導
  - ・教育実践演習
- ③ 教科又は教職に関する科目※ 上記①②から選択  
(小:10、中:8、高:16単位以上)
- ④ その他必修科目(それぞれ2単位)  
日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作

## 教員免許状

⇒

- 一種免許状  
二種免許状  
専修免許状

※学校種毎に授与  
(中学校、高等学校  
の場合には教科種毎)

※左記に加え、小学校及び中学校の免許状  
の授与には、7日間の介護等体験が必要。

## 【教育実習】

教育実習は、学校現場での教育実践を通じて、学生自らが教職への適正や進路を考える貴重な機会であり、教員免許状の取得には大学において教育実習の科目を修得することが必要となっている。

## 【教職実践演習】(平成22年度に導入)

大学における教職課程の中で、学生がこれまで学修した授業科目や様々な活動が、教員としての最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて確認するための授業科目。  
必要単位数は2単位(主に4年次後期での開講を想定)。  
(授業方法)  
講義だけでなく、例えば教室での役割演技(ロールプレーティング)やグループ討論、実技指導のほか、学校や教育委員会等との協力により、実務実習や事例研究、現地調査(フィールドワーク)、模擬授業等を取り入れることが期待されている。

	5単位(事前事後指導1単位含む)	4週間程度
	3単位(事前事後指導1単位含む)	2週間程度

## ■ 教育実習の充実に関するこれまでの改正経緯

昭和29年	幼稚小:4単位、中高:2単位
平成元年	幼稚小:5単位、中高:3単位
平成10年	幼稚小:中:5単位、高:3単位

※教育実習を長期化する際の留意点  
①他の分野の履修機会を狭める(特に中高課程においては専門分野を学ぶ時間も多く必要)。  
②就職活動に影響を及ぼし、進路選択の機会を狭めると可能性がある。

# 免許状に必要な単位の範囲

## 【小学校教諭一種免許状の場合】

区分	細目
○教科に関する科目 右の科目について、1以上の科目合計8単位上修得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国語（書写を含む）</li> <li>・社会</li> <li>・算数</li> <li>・理科</li> <li>・生活</li> <li>・音楽</li> <li>・国画工作</li> <li>・家庭</li> <li>・体育</li> </ul>
○教職に関する科目  右記の科目について41単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職の意義等に関する科目 (教職の意義及び教員の役割、職務内容等) ..... 2単位</li> <li>・教育の基礎理論に関する科目 (教育の理念、教育に関する歴史及び思想、児童等の心身の発達及び学習の過程、教育に関する制度的事項等) ..... 6単位</li> <li>・教育課程及び指導法に関する科目 (教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法（国語・社会・算数・理科・音楽・図画工作・家庭・体育についてそれぞれ2単位以上）、道徳の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術) ..... 22単位</li> <li>・生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 (生徒指導・教育相談（カウンセリングの基礎的な知識を含む）・進路指導の理論及び方法) ..... 4単位</li> <li>・教育実習 ..... 5単位</li> <li>・教職実践演習 ..... 2単位</li> </ul>
○教科又は教職に関する科目 上記の教科に関する科目又は教職に関する科目について10単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国憲法</li> <li>・体育</li> <li>・外国語コミュニケーション</li> <li>・情報機器の操作</li> </ul>
○その他の科目  右記の科目について各2単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国憲法</li> <li>・体育</li> <li>・外国語コミュニケーション</li> <li>・情報機器の操作</li> </ul>
○介護等体験	小学校又は中学校の免許状を取得するためには、社会福祉施設等における7日間以上の介護等の体験が必要

# 教員の免許制度の現状

幼稚園教諭	小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭
小学校免許 8.9%	幼稚園免許 23.7%	幼稚園免許 1.7%	幼稚園免許 0.3%
中学校免許 1.4%	中学校免許 61.8%	小学校免許 26.9%	小学校免許 4.9%
高等学校免許 1.0%	高等学校免許 45.3%	高等学校免許 80.3%	中学校免許 56.9%

出典：文部科学省平成22年度学校教員統計調査

# 公立学校教員試験について

## 大学学部4年生

## 条件附採用期間

## 2年目

5~6月 応募	7月 一次 試験	8月 合格発表	3月 卒業採用	4月 正式採用
---------	----------	---------	---------	---------

◆公立学校の教員は、地方公務員であるため、採用選考は、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会が実施

### ◆採用選考試験の例

#### <一次選考>

##### (筆記試験)

○一般教養や教職教養に関する試験 (60分)

・人文・社会・自然科学に関する一般的な教養について

・教育関係法規、教育原理、教育心理など教員として必要な教養及び知識について

○教科専門に関する試験 (60分)

・指導内容や指導方法など教科の専門的知識及び能力について

#### (面接試験)

○個人面接、集団面接、集団討論 など

#### <二次選考>

##### (筆記試験)

○小論文 (40分)

##### (実技試験)

○体育、音楽、美術、英会話 など

#### (面接試験)

○個人面接、集団面接、集団討論、模擬授業 など

##### (その他)

○適性検査

# 教職員研修の実施系

	1年目	5年目	10年目	15年目	20年目	25年目	30年目
国レベルの研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>○校長マネジメント研修</li> <li>○中堅教員研修</li> <li>○副校长・教頭等研修</li> </ul> </li> <li>●海外派遣研修(2ヶ月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●塾緊の重要な課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者を養成するための研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校組織マネジメントや国語力向上に向けた教育の推進のための指導者育成研修等</li> <li>○教育課題研修指導者の海外派遣プログラム(2週間)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法定研修(原則として全教員が対象のもの)           <ul style="list-style-type: none"> <li>○初任者研修</li> <li>○10年経験者研修</li> <li>○5年経験者研修</li> <li>○職能に応じた研修</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職能に応じた研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>○5年経験者研修</li> <li>○20年経験者研修</li> <li>○新任教務主任研修</li> <li>○生徒指導主任研修など</li> <li>○教頭・校長研修</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●長期派遣研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>○大学院・民間企業等への長期派遣研修</li> <li>○専門的な知識・技能に関する研修</li> <li>○教科指導、生徒指導等に関する専門的研修</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指導が不適切な教員に対する研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>○指導改善研修</li> </ul> </li> </ul>	

※ピンク色は法定、黄色は任意の研修を表す。

# 教職員評価の現状について

## ○教職員評価システムについて、全67教委で導入。

○人事や給与、優秀教職員表彰、指導改善研修の認定等、教職員評価を活用した人事管理が徐々に浸透しているものの、教育委員会において教職員評価制度を改善充実し、一層活用する必要がある。

○学校評価の目標に基づき各教職員評価の目標が設定されるなど、教職員評価と学校評価が連動する教委が、67教委中36教委と半数を超えている。

○指導改善研修の認定への教職員評価の活用について、平成25年4月1日現在67教委中17教委が実施。

○優秀教員表彰への教職員評価の活用について、平成25年4月1日現在67教委中18教委が実施。

# （地方公務員）人事評価制度の実施に関する法律

（1）能力本位の任用制度の確立  
任用（採用、昇任、降任、転任）の定義を明確化するとともに、職員の任用は、職員の人事評価その他の能力の実証に基づき行うものとする。

（2）人事評価制度の導入  
職員がその職務を遂行するに当たり發揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする。

## ○ 勤務評定との違い

- ・勤務評定→「評価項目が明示されない」「上司から的一方的な評価で結果を知らされない」「人事管理に十分活用されない」などの問題点が指摘
- ・人事評価→能力・業績の両面から評価。評価基準の明示や自己申告、面談、評価結果の開示などの仕組みにより客観性等を確保し、人材育成にも活用

## ○ 人事評価の根本基準等

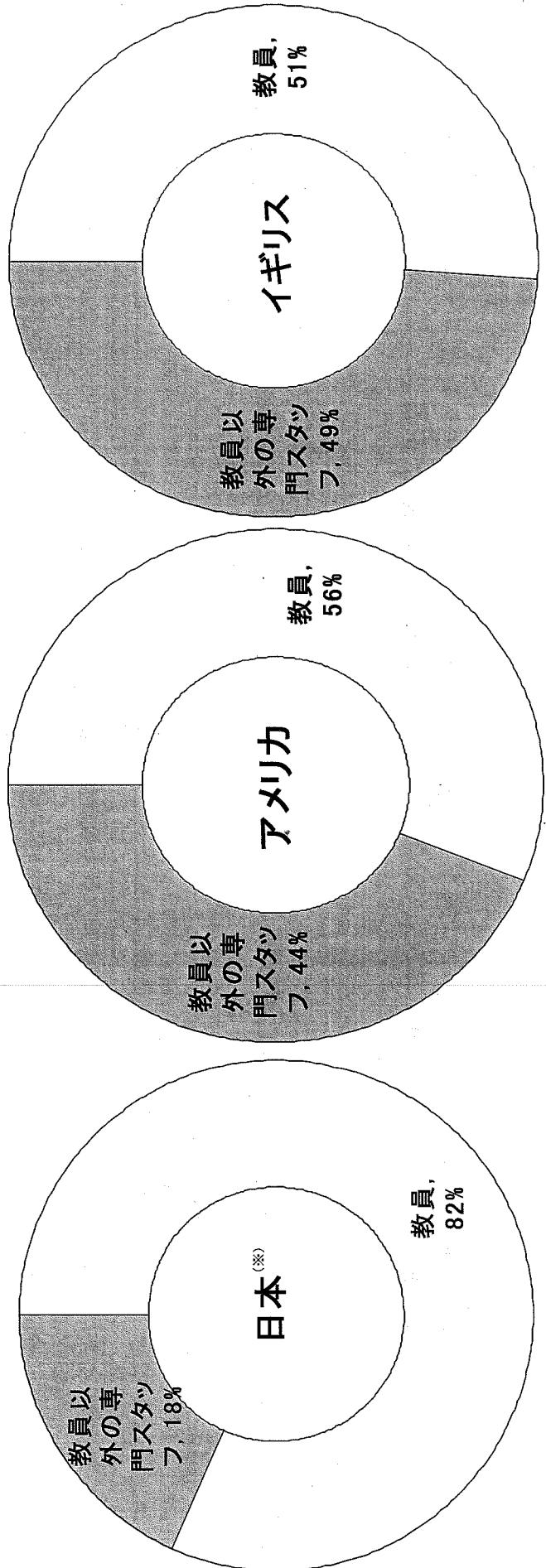
- ・人事評価の根本基準→職員の人事評価は、公正に行わなければならない。
- ・人事評価の実施→任命権者は、人事評価の基準及び方法を定め、これを定期的に行う。

＜参考＞国の人事評価制度と同様の取組（能力評価及び業績評価（目標管理）を行っている団体  
(平成24年度)

都道府県：37／47団体 (78.7%)	指定都市：19／20団体 (95.0%)
市区町村：563／1,722団体 (32.7%)	※一部の職位で行っている場合を含む。

（3）分限事由の明確化  
分限事由の一つとして「人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合」と明確化する。

# ○初等中等教育学校の教職員総数に占める教員以外の専門スタッフの割合



出典：文部科学省「学校基本調査報告書」(平成25年度)、"Digest of Education Statistics 2012"、"School Workforce in England November 2013"

※1 日本は小・中学校に関するデータ

※2 日本における専門スタッフとは、養護教諭、栄養教諭、看護師、事務職員、学校栄養職員、学校図書館事務員、養護職員、学校給食調理従事員、用務員、警備員等を指す

※3 アメリカにおける専門スタッフとは、ソーシャルワーカー、医療言語聴覚士、就職支援員等を指す

※4 イギリスにおける専門スタッフとは、司書、メンター、医療及び看護職員等を指す

## ○副校長（副校长、副学長、副監督等）の専入状況（平成25年4月）

- 副校長：校長を助け、校長から命を受けて校務をつかさどる。  
(学校教育法第37条第5項等)

【設置県市数：42都道府県市、設置人数：3, 625名】

- 主幹教諭：校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育等をつかさどる。(学校教育法第37条第9項等)

【設置県市数：55都道府県市、設置人数：19, 089名】

- 指導教諭：児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。  
(学校教育法第37条第10項等)

【設置県市数：22都道府県市、設置人数：1, 680名】

出典：平成24年度公立学校教職員の人事行政状況調査(文部科学省調べ)

# 職員について

	省令上の主任等	各教育委員会等ににより置かれている等の例
小学校	教務主任、学年主任、保健主任、生徒指導主任、保健主任、	分校主任、小学校の修書導分部主任、研究室主任、図書室主任、徒生部主任、
中学校	教務主任、学年主任、保健主任、生徒指導主任、農場長、	教務主任、学科主任、生徒指導主任、保健主任、
高等学校	教務主任、学科主任、農場長、	教務主任、学科主任、生徒指導主任、農場長、
特別支援学校	教務主任、進路指導主任、農場長、	教務主任、学科主任、生徒指導主任、農場長、